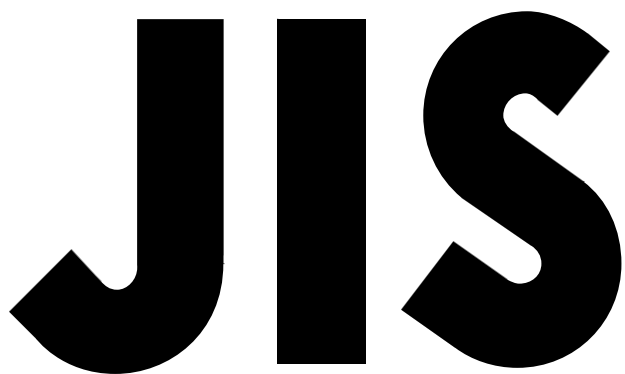




ランプ制御装置－第 2-13 部：
直流又は交流電源用 LED モジュール用
制御装置の個別要求事項

JIS C 8147-2-13 : 2017

(JLMA/JSA)

平成 29 年 3 月 21 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 崎 博 之	東京大学
(委員)	青 柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	岩 本 光 正	東京工業大学
	上 原 京 一	IEC/ACTAD エキスパート (株式会社東芝)
	加 藤 正 樹	一般財団法人電気安全環境研究所
	木 戸 啓 人	電気事業連合会
	熊 田 亜紀子	東京大学
	酒 井 祐 之	一般社団法人電気学会
	下 川 英 男	一般社団法人電気設備学会
	高 村 里 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	前 田 育 男	IEC/ACOS エキスパート (IDEC 株式会社)
	山 田 美佐子	千葉県消費者センター

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 20.10.20 改正：平成 29.3.21

官 報 公 示：平成 29.3.21

原 案 作 成 者：一般社団法人日本照明工業会

(〒110-0016 東京都台東区台東 4-11-4 三井住友銀行御徒町ビル TEL 03-6803-0501)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 一般的要求事項	4
5 試験上の一般的注意事項	4
6 分類	4
7 表示	5
7.1 必須表示	5
7.2 該当する場合に提供する情報	5
8 充電部との偶発接触からの保護	5
9 端子	5
10 接地	5
11 耐湿性及び絶縁性	5
12 耐電圧	5
13 巻線の熱耐久性試験	5
14 故障状態	5
15 変圧器の温度上昇	6
15.1 一般	6
15.2 通常動作	6
15.3 異常動作	6
16 構造	6
17 沿面距離及び空間距離	6
18 ねじ、通電部及び接続部	6
19 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性	6
20 耐食性	6
21 異常状態	6
21.1 一般	6
21.2 定電圧出力形の制御装置	7
21.3 定電流出力形の制御装置	7
附属書 A (規定) 導電部が電撃を生じる充電部であるかどうかを決めるための試験	8
附属書 B (規定) 熱的保護機能付きランプ制御装置の個別要求事項	8
附属書 C (規定) 過熱保護手段付き電子ランプ制御装置の個別要求事項	8
附属書 D (規定) 熱的保護機能付きランプ制御装置の加熱試験方法	8
附属書 E (規定) t_w 試験での 4 500 以外の定数 S の使用	9

	ページ
附属書 F (規定) 風防容器	9
附属書 G (規定) パルス電圧の値の由来の説明	9
附属書 H (規定) 試験	9
附属書 I (規定) 直流又は交流電源用 SELV 制御装置の個別追加要求事項	10
附属書 J (規定) 交流専用, 交流/直流兼用又は直流専用非常照明用電子制御装置の 個別追加安全要求事項	10
附属書 JA (規定) 追加の安全性要求事項	10
参考文献	11
附属書 JB (参考) JIS と対応国際規格との対比表	12
解 説	15

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本照明工業会（JLMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、JIS C 8147-2-13:2014 は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 8147 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS C 8147-1 第 1 部：通則及び安全性要求事項

JIS C 8147-2-1 第 2-1 部：始動装置の個別要求事項（グロースタータを除く）

JIS C 8147-2-2 第 2-2 部：直流又は交流電源用低電圧電球用電子トランスの個別要求事項

JIS C 8147-2-3 第 2-3 部：交流及び直流電源用蛍光灯電子安定器の個別要求事項

JIS C 8147-2-7 第 2-7 部：非常時照明用制御装置の個別要求事項

JIS C 8147-2-8 第 2-8 部：蛍光灯安定器の個別要求事項

JIS C 8147-2-9 第 2-9 部：放電灯安定器個別要求事項（蛍光灯安定器を除く）

JIS C 8147-2-10 第 2-10 部：管形冷陰極放電ランプ（ネオン管）の高周波動作用電子インバータ及び変換器の個別要求事項

JIS C 8147-2-11 第 2-11 部：照明器具用のその他の電子回路の個別要求事項

JIS C 8147-2-12 第 2-12 部：直流又は交流電源用放電灯電子安定器の個別要求事項（蛍光灯電子安定器を除く）

JIS C 8147-2-13 第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項

白 紙

ランプ制御装置—第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項

Lamp controlgear—Part 2-13: Particular requirements for
d.c. or a.c. supplied electronic controlgear for LED modules

序文

この規格は、2014 年に第 2 版として発行された IEC 61347-2-13 を基とし、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書 JB に示す。また、附属書 JA は対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、1 000 V 以下の直流又は交流（50 Hz 又は 60 Hz）電源で、電源周波数と異なる周波数を含む出力周波数で使用する LED モジュール用制御装置の個別要求事項について規定する。この規格に規定する LED モジュール用制御装置は、SELV（安全特別低電圧）又はそれ以上の電圧で、定電圧又は定電流を供給するように設計する。また、定電圧及び定電流以外の出力特性をもつ制御装置に関しても、この規格を適用する。JIS C 8147-1 の附属書は、この規格に従って適用することができ、JIS C 8147-1 の附属書で使用する“ランプ”には、LED モジュールも含む。

SELV 制御装置の個別要求事項は、附属書 I による。

性能の要求事項は、JIS C 8153 による。

照明器具の一部をなすプラグイン制御装置は、器具内用制御装置として JIS C 8105（規格群）の追加要求事項に規定する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 61347-2-13:2014, Lamp controlgear—Part 2-13: Particular requirements for d.c. or a.c. supplied electronic controlgear for LED modules (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 8105（規格群）照明器具